

鳥取県告示第 820 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 14 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり特定鳥獣の猟法の禁止を解除する。

平成 19 年 9 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 猟法の禁止を解除する特定鳥獣の種類 イノシシ
- 2 猟法の禁止を解除する区域 鳥取県全域
- 3 猟法の禁止を解除する期間 平成 19 年 10 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで
- 4 禁止を解除する猟法の種類 くくりわな（輪の直径が12センチメートルを超えるものに限る。）
を使用する方法